

社会福祉法人と介護事業に関する規制改革

2012年11月28日(水)

松山 幸弘

一般財団法人キャングローバル戦略研究所

研究主幹 経済学博士

社福約1,200法人の財務諸表調査とヒヤリングに基づく印象

模範的社会福祉法人 ＜少数派＞

- * 様々な福祉ニーズに積極的に取り組んでいる複合体。
- * 社福として事業規模が大きく当該地域の優良雇用主。
- * 職員数が多く、求められる職能も多様であることから、仮にファミリー事業体であっても人材育成機能が高い。
- * 健全経営のもと事業拡大⇒内部留保の社会還元にも積極的。

社福の使命達成が不十分な法人 ＜多数派＞

- * 設立の主目的が相続税対策と補助金獲得にある。
- * 背後に営利目的事業体があり、社福からの資金流出が疑われる。
- * 財務諸表に初歩的ミスがあり、経営管理体制、ガバナンスに問題。
- * 小規模なファミリー事業体であり、若い介護士等が就職しても人生設計が立てられない。
- * 内部留保を社会還元する意思がなく事業拡大に消極的。

公費を重点配分すべき

非課税・補助金の優遇対象として疑義！

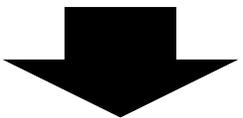
社会福祉法人の内部留保について

社会福祉法人の内部留保水準に理論的最適値は存在しない
(理由)

黒字経営を続けている限り、毎年黒字額の一定割合を社会還元拠出していても内部留保は貯まり続ける。ちなみに、米国の非営利医療福祉事業体の中には、免税となった法人税額以上の社会還元拠出を毎年続けながら内部留保を数千億円保有している所がある。



社会福祉法人が使命を果たすためには内部留保は大きいほどよい



しかし、わが国の場合、年間事業規模の数倍の金融資産を有する事業体が存在するなど、“**内部留保を社会還元する意思がない**”と思われる社会福祉法人が多数存在することが大問題。

施設経営社福16,300全法人の財務諸表分析が必須

(全法人調査の目的)

- ◆財務省が指摘した社福の経営行動と収益構造の要因分析を行う
- ◆福祉サービス事業に対する補助金政策の適正化を図る
- ◆次なる社会福祉法人制度基礎構造改革の検討材料とする

<調査のイメージ>

- * 財務諸表のみでなく所轄官庁に提出された全資料の2010年度と2011年度の2期分を集める(所要期間約1ヶ月)
 - ⇒ 共通様式調査表で情報収集する方法もあるが、情報信頼度が劣る
- * 経営分析の専門家が10人いれば約3ヶ月で第一次集計可能
- * 費用は調査対象社会福祉法人全体で拠出してもらう

調査結果が出れば介護事業を巡る社福VS株式会社論争も一変

全国をカバーする第三者評価機関が必要

役割	<ul style="list-style-type: none">◆全国の社会福祉法人の実態把握により「模範的社会福祉法人」と「社福の使命達成が不十分な法人」を峻別する判定基準を作成する。◆外部監査の機能が監査報告書作成に止まるのに対して、非営利性遵守の状況評価など社会福祉法人制度の目的との整合性もチェックする。◆施設利用者保護のための権限を行使する。◆所轄官庁への情報提供と連携。
その他	<ul style="list-style-type: none">◆運営費は社会福祉法人全体から拠出させる仕組みとする。◆公認会計士、税理士を直接雇用してスタッフとする。



国民に対して全法人の財務諸表をWEB公開するインフラとなる

模範的社会福祉法人(セーフティネット事業体)の判定基準

非営利	利益は特定の個人に一切分配されずに現在及び将来にわたり社会還元
非課税優遇	免税額と同等以上の社会還元

現行制度は、形式要件のみならず実質的にもこの判定基準をクリアーしているか疑義あり

(問題提起)

設備投資で補助金を得た事業体が年間黒字の免税額以下の社会還元しかしないのであれば、政府としては補助金を出さずに課税して自らその事業を行った方が国民の満足度を高めることができる。

社会福祉法人制度の経営形態に関わる問題点

非営利 & 非課税優遇に値する使命・理念の“形骸化”

株式会社

出資持分あり医療法人

- ◆ 実質営利事業体
- ◆ 税法上の扱いが企業と同じ

30 特定個人グループが、補助金・非課税優遇を受けている社福or社医を併営しつつ、共同購買、コンサルタント料、役員ベネフィット等を通じて法人間で利益調整

社会福祉法人

社会医療法人

違法ではなく営利目的経営者として賢明な選択
しかし、財政危機時代の公費投入先としては不適格

世界標準のセーフティネット事業体の経営形態

社会福祉法人が経済成長のエンジンになる仕組み

社会福祉法人(+社会医療法人)
厳格な要件を満たす事業体にのみホールディングカンパニー機能を付与

配当
配当収入が特定個人グループに帰属しないので
非営利要件は堅持される

出資

出資

民間企業



配当

- <合弁事業>
- 国内で福祉・医療の周辺業務
子会社経営形態には非営利or株式ともにあり
 - 海外で介護事業(経営形態は株式会社)

海外進出の主目的は国内事業の追加財源獲得と雇用創出・人材育成

日本のソフトパワー強化

通説の誤り

介護・福祉は日本経済成長のエンジンにはならない

経済成長に寄与できるのは医療のみ

社会保障には年金、医療、介護、子育て支援、生活保護などがある。このうち年金と生活保護は所得の移転であり経済成長に概ね中立である。

介護、子育て支援の場合は、財源投入することで施設が増え雇用も創出される。しかし、その財源は他産業から再配分されたものである。

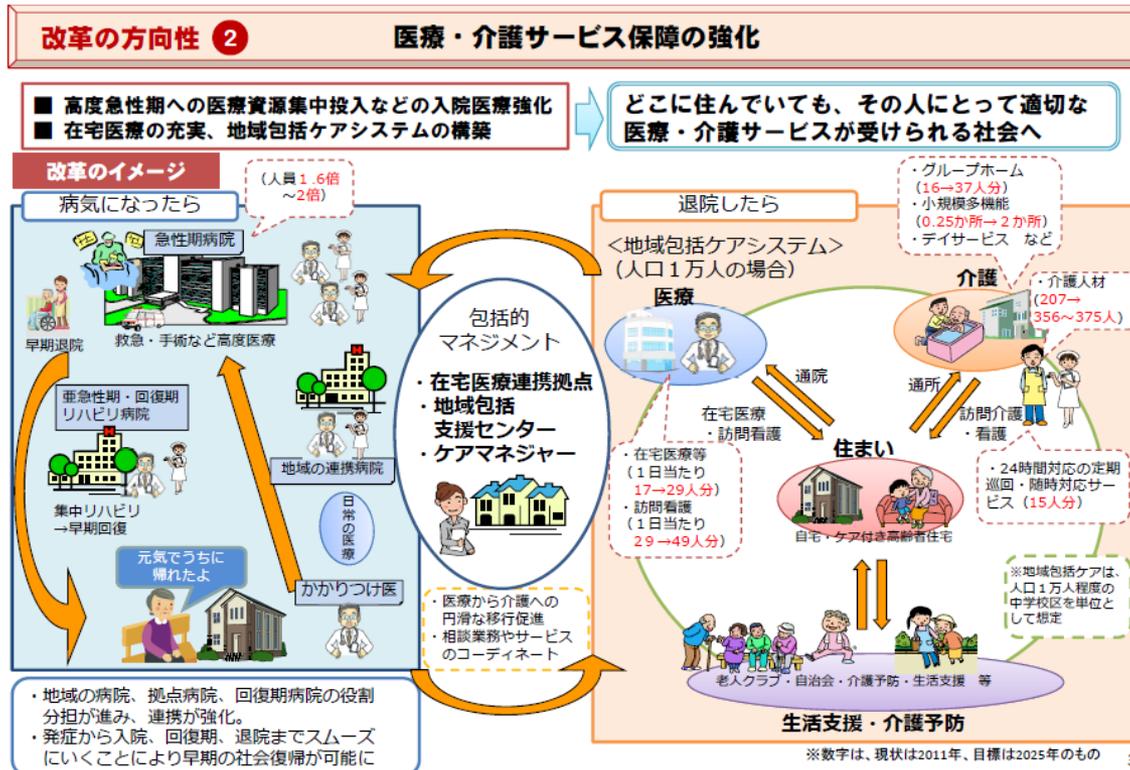
したがって、介護、子育て支援が日本経済全体の成長に寄与するためには、その生産性向上が財源を奪ってきた他産業を上回る必要があるが、他産業より労働集約的であること等からそれは期待し難い。

つまり、社会保障改革が経済成長に結びつく可能性がある分野は医療のみなのである。



ただし、現在の仕組みの欠陥を是正することで生産性向上ができる余地大！

厚労省が掲げた2025年医療介護福祉体制構想の課題

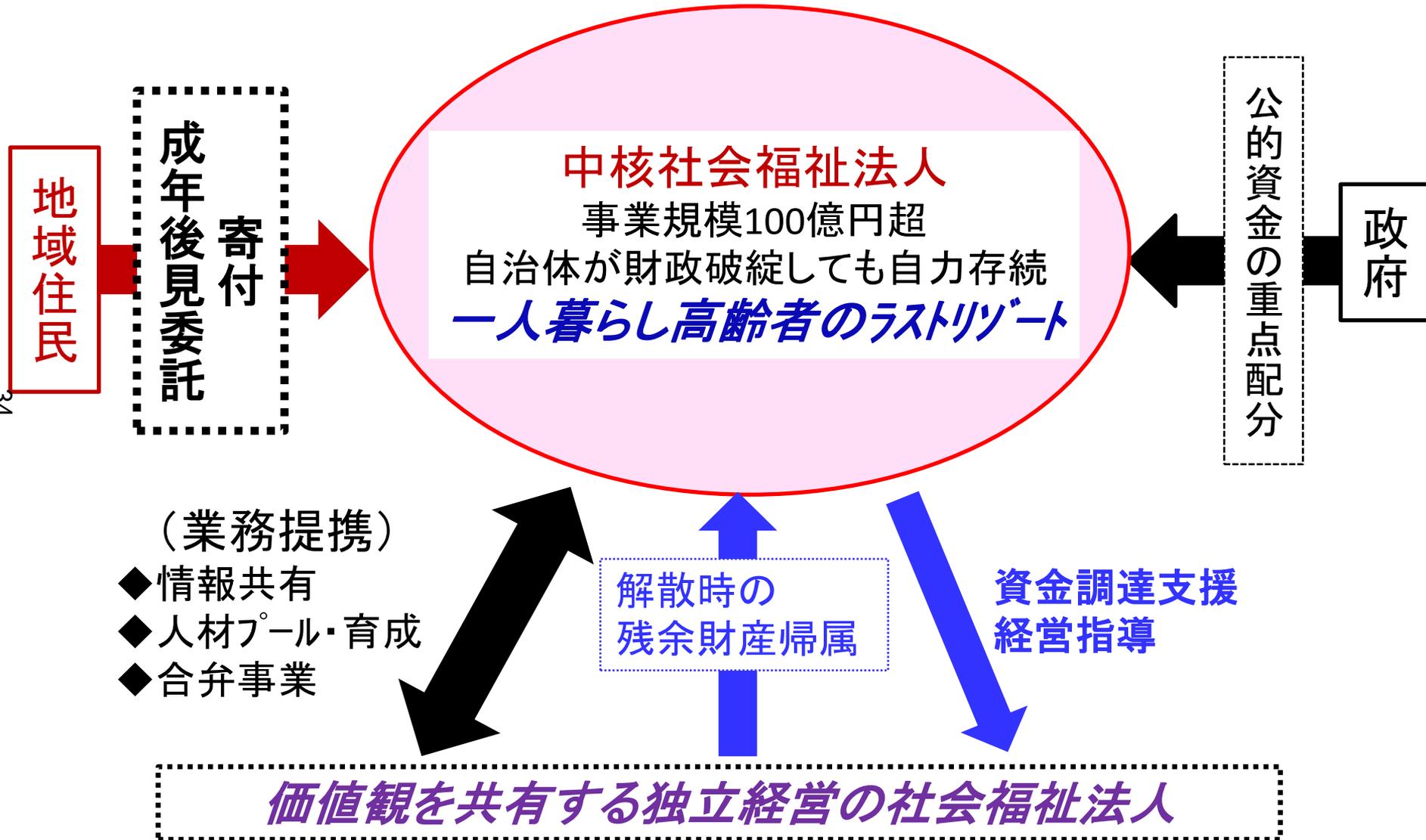


出典：厚生労働省作成資料

中小規模事業者群雄割拠 (**地域医療経営のガバナンスの欠如**) のもと
連携のみにより実現することは不可能

中核機能を果たすセーフティネット事業者の存在が不可欠

地域包括ケアの核になる社会福祉法人のイメージ



模範的中核社会福祉法人への追加支援策の具体例

- ① 非営利ホールディングカンパニー機能の付与
- ② 地域包括ケアにおける中核機能発揮のための投資財源補助
- ③ 社会福祉法人と社会医療法人の合併を認める
- ④ 寄付要件の緩和

＜個人が社会福祉法人に寄付した場合の現在の取り扱い＞

租税特別措置法改正により、平成23年分から所得控除制度に加えて税額控除制度との選択適用が可能となった。その場合の税額控除対象法人の要件は、実績判定期間内において以下の2要件のうち、いずれかを満たしていること。

（要件1）3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して100人以上。

（要件2）経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上。

※実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度うち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言う。